

9月の納税

9月は国民健康保険税(第3期)、介護保険料(第3期)、後期高齢者医療保険料(第3期)の納期です。9月30日(火)までに納めてください。

口座振替は9月30日(火)に振り替えますので、残高不足に注意してください。※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。知っているいただきたい税の話

⑤「納期を守って税を大切に」市税等を納期限までに納めない、法律に基づき督促が發送されます。

平成19年度中に發送された督促状は、市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税合わせて約2万8千

通、国民健康保険税は約2万6千通、介護保険料は約3千5百通でした。

督促状には1通約60円(郵送料が50円、用紙代が約10円)、年間約345万円の経費がかかりました。

もし納期内に納めれば、この分で別の市民サービスを行なうことができます。大切な税金を有効に使うために納税は納期内にお願いします。

問合せ取納課 ☎551・1578



住宅の耐震化を支援しています。市では個人住宅の耐震化を支援しています。

内容①簡易耐震診断(無料で簡易耐震診断を行ないますので、電話で予約をしてください。※担当は施設

切に使いましょう。

問合せ施設管理課管理担当 ☎551・1969

東京都圏パーソントリップ調査にご協力を

東京都では、人の一日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めるため、10月～11月にかけて交通に関する調査「東京都圏パーソントリップ調査」を実施します。対象となるご家庭には調査票をお送りしますので、本調査へのご協力をお願いします。

問合せ東京都整備局 ☎03・5388・3300

ホームページ http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/

●「高校・大学等入学資金金融」をあっ旋します

市では、来年4月に高校・大学等に入学を希望するお子さんがいる保護者の方について、経済的負担を軽減するため、特定金融機関に対し、融資をあっ旋します。

申込書の受付 10月1日(水)～平成21年2月28日(土)(日曜・祝日、年末年始を除く)

※審査等に時間がかかりますので、合格発表のおよそ1か月前までに申し込んでください。

融資限度額 80万円

返済期間 3か月の据え置き期間を含めて36か月

※返済中の利子は市が負担します。

①市内に引き続き1年以上

住所を有すること②平成19年の所得額が750万円以下であること③市税を滞納していないこと④金融機関の融資条件に合い、指定する保証会社の保証が受けられること(保証料の2分の1は申請者に負担していた

できます。⑤この入学資金以外に同種の融資を受けていないこと

申込書の配布場所市役所(第一棟1階情報コーナー・第二棟2階教育委員会庶務課)・中央図書館・わかざり図書館・わかたけ図書館・武蔵野台図書館※市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ教育委員会庶務課 ☎551・1930

お知らせ

「道徳授業地区公開講座」は、子どもたちの心の教育や家庭・学校・地域における道徳教育の在り方・連携への理解を深めようとの趣旨から授業公開と意見交換を行なうものです。皆さんの参加をお待ちしています。

日時【第七小学校】10月3日(金)午後1時45分～【第三中学校】10月8日(水)午後1時25分

問合せ第七小学校 ☎551・9303、第三中学校 ☎551・9301

※なお、第七小学校では講座に合せて「ベルナのしっぽ」の著者である郡司ななえ氏の講演を予定しています。

福祉まつり2008(ほほえみフェスティバル)

ポランティアグループと地域とで盛り上げる、子どもからお年寄りまで楽しめるイベントです。

日時10月5日(日)午前9時30分～午後2時30分※雨天決行

場所福祉センター

内容体験コーナー(車いす体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験・手話体験・点字体験等)・健康相談・模擬店・市民によるアトラクション

主催福祉まつり実行委員会

後援福生市・教育委員会・福生ボランティア連絡協議会・社会福祉協議会

※駐車場は台数に限りがありますので、なるべく徒歩または自転車でお越しください(駐輪場は福祉センター横の富士見公園)。

問合せ社会福祉協議会 ☎552・2121

介護者のためのリフレクシユ旅行(介護者の集い)

日時10月23日(木)午前8時30分～午後6時

内容越後湯沢温泉湯巡りと味覚狩りの旅

対象市内で寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族

参加費2,000円(入浴する場合はタオルレンタル料500円程度が別途必要。持込み可)

定員先着25人

申込み9月22日(月)から10月8日(水)(日曜・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

分)の間に社会福祉協議会 ☎552・2121へ。

「ひとり親家庭日帰り旅行」参加者募集

日時10月25日(土)午前7時～(バス乗車場所数か所有り)

場所東京ディズニーランド

定員40人

対象市内在住のひとり親家庭の方(18歳以下の子どもの親)

参加費(一人)大人4,000円、子ども3,000円

※開催日当日に3歳以下の幼児は無料

申込み申込み用紙(社会福祉協議会窓口にあります)に記入し、参加費を添えて9月22日(月)から30日(火)(日曜・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分)の間に社会福祉協議会 ☎552・2121へ。

「市民活動講座」おかあさん、子どもと楽しくあそべますか? 「乳幼児のスキップあそびと子育て悩み懇談会」

日時・場所①10月2日(木)かえて会館②10月6日(月)福祉センター③10月15日(水)福東会館④10月24日(金)白梅会館

いずれの場所も午前10時30分～正午(当日、直接お越しください)

対象乳幼児と保護者

講師吉岡千恵子氏

内容親子あそび、みんなでお話そう

参加費(一家族)福東会館は除く1000円(飲み物付)

問合せふっさポランティア

・市民活動センター ☎552・2122

年金日より

■高齢基礎年金の繰上げ・繰下げについて

高齢基礎年金は、原則として65歳からの支給となっていますが、60歳から65歳未満の間で希望する時から受給する繰上げ請求や、66歳に達した日以後の希望した時から受給する繰下げの申し出をすることにより、受給を開始する時期を選択できます。

繰上げ(繰下げ)て受給した場合、受け始める時点に応じて一定の割合で減額(増額)された年金を生涯受けることになります。昭和16年4月1日以前に生まれた方は年単位の減額(増額)、昭和16年4月2日以後に生まれた方は月単位の減額(増額)になります。

繰上げ・繰下げは一度手続きをすると取り消すことができませんのでご注意ください。

また、繰上げの裁定請求書受理後は、事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求や寡婦年金の受給、遺族年金との併給等ができません。また、繰下げについては条件により申し出ができない場合があります。

■外国籍の方も国民年金に加入が必要

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。外国籍の方でも国民年金に加入しなければなりません。

国民年金に加入をして、受給要件を満たせば「高齢基礎年金」が受けられます。また、万が一、病気やケガによって障害が残った場合には「障害基礎年金」、亡くなられた場合には「遺族基礎年金」が支給されます。

また、短期間で帰国し受給要件を満たさなかった場合でも、保険料の支払い期間が6か月以上あれば、帰国後二年以内に請求することにより、「脱退一時金」が受け取れます。

国民年金への加入手続きは、保険年金課保険年金係までお願いします。

ただし、次に該当するの方は加入手続きの必要はありません。

○厚生年金保険に加入の方及びその被扶養配偶者

○社会保障協定により適用証明書が発行され、日本の年金制度への加入が免除されている方

問合せ保険年金課保険年金係 ☎551・1670